府中市庁舎建設基本計画市民検討協議会設置要綱

平成25年5月17日 要綱第77号

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、府中市庁舎建設基本計画の策定に当たり、市民の意見を反映させるため、府中市庁舎建設基本計画市民検討協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)
- 第2条 協議会は、庁舎機能、事業手法その他の府中市庁舎建設基本計画の策定 に関する事項のうち、特に市民の意見を反映させる必要がある事項について検 討及び協議をし、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員25人以内を もって組織する。
 - (1) 公募による市民 17人以内
 - (2) 既存の市庁舎の周辺地域の住民、事業者等が構成する団体の構成員 8人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による市長の依頼を受けた日から所掌事務が 完了する日までとする。

(協議会の会議)

- 第5条 協議会の会議は、市長が招集する。
- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の進行は、政策総務部政策課の職員が行う。
- 第6条 協議会の庶務は、政策総務部政策課において処理する。

(雑則)

(庶務)

第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年5月17日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力 を失う。

付 則(平成25年7月31日要綱第93号) この要綱は、平成25年7月31日から施行する。